第二十三条の五の次に次の一条を加える。

（傷病手当金と障害手当金等との併給調整）

第二十三条の五の二　法第六十八条第七項ただし書に規定する政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　傷病手当金計額（厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第六十八条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。）から障害手当金の額を控除した額

二　報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　法第六十八条第二項の規定により算定される額から出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

三　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合　法第六十八条第二項の規定により算定される額から当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

四　報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合　法第六十八条第二項の規定により算定される額から報酬を受けることができないとしたならば支給されることとなる出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額）を控除した額又は傷病手当金合計額から障害手当金の額を控除した額のいずれか少ない額

第二十三条の六中「第六十八条第六項」を「第六十八条第八項」に改める。

第二十四条第一項中「第七十一条」を「第七十一条第一項」に、「に掲げる」を「の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　傷病手当金の額が当該傷病手当金を受ける者の受ける報酬の額以下である場合　当該傷病手当金の額

二　前号に掲げる場合以外の場合　その者が支給を受ける報酬の額

第二十四条第二項を次のように改める。

2　法第七十一条第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合　当該出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額

二　前号に掲げる場合以外の場合　その者が支給を受ける報酬の額

第四十六条の二第一号を次のように改める。

一　任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額

第四十六条の二第二号中「毎年一月一日」を「前年」に、「前年の一月一日」を「前々年」の九月三十日」に、「組合員（任意継続組合員を除く。）」を「全ての組合員の同月」に、「合計額を当該組合員の総数で除して得た額」を「平均額（当該平均額の範囲内において組合の定款で定めた額があるときは、当該定款で定めた額）」に、「みなして同項の規定により定めた」を「みなしたときの」に改める。

附則第三十条の二の十一の表第五十四条の二の項中「第六十九条第二項」を「第六十九条」に改め、同表第六十九条第二項の項中「第六十九条第二項」を「第六十九条第三項」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第二項第三号中「及び同項第四号」を「、同項第四号に掲げる療養（以下「患者申出療養」という。）及び同項第五号」に改める。

第十七条の四の五第一項及び第十七条の六第一項第一号ロ中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

（印紙税法施行令の一部改正）

第十二条　印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号中「第百十一条第二項」を「第百十一条第三項」に改め、同条第二号中「第八十二条第二項」を「第八十二条第三項」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第十四条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「改正後国共済法第六十六条第四項及び第七項から第十項まで、」を「国家公務員共済組合法第六十六条第六項及び第九項から第十二項まで、改正後国共済法」に、「並びに別表第二」を「及び別表第二」に改め、同項の表改正後国共済法第六十六条第四項の項中「改正後国共済法第六十六条第四項」を「国家公務員共済組合法第六十六条第六項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同表改正後国共済法第六十六条第四項ただし書の項を次のように改める。

国家公務員共済組合法第六十六条第六項ただし書	障害厚生年金	障害厚生年金及び旧職域加算障害給付

第十四条第一項の表改正後国共済法第六十六条第七項の項中「改正後国共済法第六十六条第七項」を「国家公務員共済組合法第六十六条第九項」に、「第四項」を「第六項」に、「第五項」を「第七項」に改め、同条第二項中「改正後国共済法第六十六条第十項」を「国家公務員共済組合法施行令」に改める。